

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

目次

担当課（室）

【規則】

○ 岡山県建築基準法施行細則の一部を改正する規則

建築指導課

○ 平成二十六年前期技能検定試験の実施

○ 平成二十六年度技能検定試験（随時実施分）の実施

○ 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了

建築指導課

○ 〃

〃

○ 〃

〃

【告示】

（県例規集登載）

○ 岡山県補助金等交付規則の規定による補助金等の名称等の制定の一部改正

地方分権推進課

○ 技能検定試験手数料の金額の一部改正

労働雇用政策課

○ 救急病院の指定

医療推進課

○ 〃

〃

○ 都市計画下水道の事業計画の変更認可

都市計画課

○ 〃

〃

【公告】

○ 国土調査の成果の認証

県民生活交通課

○ 大規模小売店舗の変更の届出の縦覧

経営支援課

○ 〃

〃

○ 〃

〃

○ 〃

〃

○ 〃

〃

○ 〃

〃

（以上県例規集登載）

【人事委員会】

○ 通勤手当に関する規則の一部を改正する規則

人事委員会

○ 住居手当に関する規則の一部を改正する規則

〃

○ 単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則

〃

◎岡山県規則第二十五号

岡山県建築基準法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十六年三月二十五日

岡山県知事 伊原 隆 太

岡山県建築基準法施行細則の一部を改正する規則

岡山県建築基準法施行細則（昭和四十八年岡山県規則第六十六号）の一部を次のように改正する。

緩和の適用条件

- (政令第137条の2第1号) 基準時の1/2以下
- (政令第137条の2第2号) 基準時の1/20以下かつ50㎡以下

様式第一号の二中

を

緩和の適用条件

- 政令第137条の2第1号 (構造上一体)
- 政令第137条の2第2号 (E X P. J等相互に応力を伝えない構造方法)
- 政令第137条の2第3号 (基準時の1/2以下)
- 政令第137条の2第4号 (基準時の1/20以下かつ50㎡以下)

び「伝達しない」や「伝えない」に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の岡山県建築基準法施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

◎岡山県告示第百六十四号

昭和四十一年岡山県告示第五百十三号（岡山県補助金等交付規則の規定による補助金等の名称等の制定）の一部を次のように改正し、平成二十一年度分の補助金から適用する。

平成二十六年三月二十五日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

表総合政策局の部を削る。

◎岡山県告示第百六十五号

平成十二年岡山県告示第百七十一号（技能検定試験手数料の金額）の一部を次のように改正し、平成二十六年四月一日から施行する。なお、同日前から引き続き学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく高等学校に在学する生徒（岡山県外に設置されている同法に基づく高等学校に在学する場合にあつては、岡山県内に住所を有する者に限る。）は、改正後の平成十二年岡山県告示第百七十一号の適用については、同告示実技試験手数料金額の(6)に規定する特定高校生とみなす。

平成二十六年三月二十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

実技試験手数料金額の(1)の表中「一六、五〇〇円」を「一七、九〇〇円」に改め、実技試験手数料金額の(2)の表中「高校生」を「特定高校生」に、「八、三〇〇円」を「九、〇〇〇円」に、「一六、五〇〇円」を「一七、九〇〇円」に、「六、九〇〇円」を「七、五〇〇円」に、「一三、七〇〇円」を「一四、九〇〇円」に、「六、一〇〇円」を「六、六〇〇円」に、「一一、一〇〇円」を「一三、一〇〇円」に改め、実技試験手数料金額の(3)の表中「高校生」を「特定高校生」に、「五、五〇〇円」を「六、〇〇〇円」に、「一一、〇〇〇円」を「一一、九〇〇円」に、「四、六〇〇円」を「五、〇〇〇円」に、「九、一〇〇円」を「九、九〇〇円」に、「四、一〇〇円」を「四、四〇〇円」に、「八、一〇〇円」を「八、七〇〇円」に改め、実技試験手数料金額の(4)中「知事は、」の下に「高等学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく高等学校をいう。以下同じ。）の生徒（岡山県外に設置されている高等学校に在学する場合にあつては、岡山県内に住所を有する者に限る。(4)及び(6)において同じ。)が」を加え、「高校生に」を「当該生徒に」に改め、実技試験手数料金額の(4)イ中「高校生が」を削り、実技試験手数料金額の(4)ロ中「高校生と」を「当該生徒と」に、「高校生の」を「生徒の」に改め、「岡山県立高等学校の」を削り、実技試験手数料金額の(4)ハ中「高校生と」を「当該生徒と」に、「高校生の」を「生徒の」に改め、実技試験手数料金額の(4)の次に次のように加える。

- (5) 在校生について
- (2) 及び(3)の「在校生」とは、次のいずれかに該当する者をいう。
- イ 公共職業能力開発施設、職業能力開発総合大学校若しくは職業能力開発大学校の訓練生又は認定職業訓練施設の訓練生（就職している者を除く。）。ただし、

短期課程の普通職業訓練又は専門短期課程若しくは応用短期課程の高度職業訓練を受けている者を除く。

ロ 高等学校又は学校教育法に基づく中等教育学校の後期課程、大学、短期大学、高等専門学校、専修学校若しくは各種学校の生徒又は学生

ハ その他知事が認める者

(6) 特定高校生について

(2)及び(3)の「特定高校生」とは、次のいずれかに該当する者をいう。

イ 高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成二十二年法律第十八号）第五条第一項の受給権者である高等学校の生徒

ロ 前期技能検定試験を受検する高等学校の第一学年の生徒

ハ その他知事が認める者

◎岡山県告示第百六十六号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条に規定する救急病院である。

平成二十六年三月二十五日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 病院の名称及び所在地

名 称 真庭市国民健康保険湯原温泉病院

所在地 真庭市下湯原五六

名 称 総合病院津山第一病院

所在地 津山市中島四三八

二 有効期限

平成二十九年三月三十一日

附 則

この告示は、平成二十六年四月一日から施行する。

◎岡山県告示第百六十七号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条に規定する救急病院である。

平成二十六年三月二十五日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 病院の名称及び所在地

名 称 岡山中央病院

所在地 岡山市北区伊島北町六一三

二 有効期限

平成二十九年四月三十日

附 則

この告示は、平成二十六年五月一日から施行する。

平成26年3月25日 岡山県公報 第11570号

◎岡山県告示第百六十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、岡山県南広域都市計画下水道事業及び鴨方都市計画下水道事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成二十六年三月二十五日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

施行者の名称	事業の種類及び名称	事業施行期間	事業地
浅口市	岡山県南広域都市計画下水道事業 浅口市公共下水道	平成六年三月一日から 平成三十一年三月三十一日まで	収用の部分 変更なし 使用の部分 該当なし
浅口市	鴨方都市計画下水道事業 浅口市公共下水道	平成七年三月十七日から 平成三十一年三月三十一日まで	収用の部分 変更なし 使用の部分 該当なし

◎岡山県告示第百六十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、和気都市計画下水道事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成二十六年三月二十五日

岡山県知事 伊原 隆 太

和気町	施行者の 名称		
和気都市計画下水道 事業 和気町公共下水道	事業の種類及び名称		
昭和五十一年二月十三 日から 平成三十一年三月三十 一日まで	事業施行期間		
収用の部分 変更なし 使用の部分 なし	事業地		

〔二二八〕 国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

平成二十六年三月二十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

調査を行った者の名称	浅口市
調査を行った期間	平成二十四年四月 ） 平成二十五年十一月
成果の名称	浅口市 地籍図及び 地籍簿
調査を行った地域	寄島町の一 部
認証年月日	平成二十六年三月十八 日

平成26年3月25日 岡山県公報 第11570号

〔一二九〕大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成二十六年三月二十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称（仮称）ケーズデンキ浅口店

所在地 浅口市鴨方町六条院中一三三一番一ほか

2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 ダイワロイアル株式会社

住所 東京都千代田区飯田橋二丁目一八番二号

代表者の氏名 代表取締役 原田 健

3 変更事項

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表

者の氏名

ダイワロイアル株式会社

（変更前）東京都千代田区飯田橋三丁目一三番一号

（変更後）東京都千代田区飯田橋二丁目一八番二号

4 変更年月日

平成二十六年二月十七日

二 届出年月日

平成二十六年三月十二日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

平成二十六年三月二十五日から同年七月二十五日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課

平成26年3月25日 岡山県公報 第11570号

〔一三〇〕大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成二十六年三月二十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ハピーズ井原店

所在地 井原市西江原町字柳ヶ坪一一三四番ほか

2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 株式会社天満屋ストア

住所 岡山市北区岡町一三番一六号

代表者の氏名 代表取締役社長 伊原木省五

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

株式会社天満屋ストア

（変更前）代表取締役社長 橋本 和雄

（変更後）代表取締役社長 伊原木省五

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

株式会社天満屋ストア

（変更前）代表取締役社長 橋本 和雄

（変更後）代表取締役社長 伊原木省五

4 変更年月日

平成二十六年二月七日

二 届出年月日

平成二十六年三月十四日

三 縦覧の期間及び場所

平成26年3月25日 岡山県公報 第11570号

1 縦覧の期間

平成二十六年三月二十五日から同年七月二十五日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課

平成26年3月25日 岡山県公報 第11570号

〔一三一〕大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成二十六年三月二十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ハピーズ笠岡美の浜店

所在地 笠岡市緑町五番五

2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 株式会社天満屋ストア

住所 岡山市北区岡町一三番一六号

代表者の氏名 代表取締役社長 伊原木省五

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

株式会社天満屋ストア

（変更前）代表取締役社長 橋本 和雄

（変更後）代表取締役社長 伊原木省五

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

株式会社天満屋ストア

（変更前）代表取締役社長 橋本 和雄

（変更後）代表取締役社長 伊原木省五

4 変更年月日

平成二十六年二月七日

二 届出年月日

平成二十六年三月十四日

三 縦覧の期間及び場所

平成26年3月25日 岡山県公報 第11570号

1 縦覧の期間

平成二十六年三月二十五日から同年七月二十五日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課

平成26年3月25日 岡山県公報 第11570号

〔一三二〕大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成二十六年三月二十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ポルカ

所在地 高梁市中原町一〇八五番地の一ほか

2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

(1) 名称 株式会社天満屋ストア

住所 岡山市北区岡町一三番一六号

代表者の氏名 代表取締役社長 伊原木省五

(2) 名称 協同組合ポルカ

住所 高梁市中原町一〇八四番地の一

代表者の氏名 代表理事 安藤 建司

(3) 名称 株式会社ジュンテンドー

住所 島根県益田市下本郷町二〇六番地五

代表者の氏名 代表取締役 飯塚 正

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(変更前)

ア 名称 株式会社天満屋ストア

住所 岡山市北区岡町一三番一六号

代表者の氏名 代表取締役社長 橋本 和雄

イ 名称 協同組合ポルカ

住所 高梁市中原町一〇八四番地の一

代表者の氏名 代表理事 安藤 建司
ウ 名称 株式会社ジュンテンドー

住所 島根県益田市下本郷町二〇六番地五
代表者の氏名 代表取締役 飯塚 正

(変更後)

ア 名称 株式会社天満屋ストア

住所 岡山市北区岡町一三番一六号

代表者の氏名 代表取締役社長 伊原木省五

イ 名称 協同組合ポルカ

住所 高梁市中原町一〇八四番地の一

代表者の氏名 代表理事 安藤 建司

ウ 名称 株式会社ジュンテンドー

住所 島根県益田市下本郷町二〇六番地五

代表者の氏名 代表取締役 飯塚 正

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

(変更前) 届出書別紙一に記載のとおり

(変更後) 届出書別紙二に記載のとおり

4 変更年月日

平成二十六年二月七日ほか

二 届出年月日

平成二十六年三月十四日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

平成二十六年三月二十五日から同年七月二十五日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課

〔一三三〕大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成二十六年三月二十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 リブ総社店

所在地 総社市門田字元屋敷一八七番地ほか

2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

(1) 名称 株式会社天満屋ストア

住所 岡山市北区岡町一三番一六号

代表者の氏名 代表取締役社長 伊原木省五

(2) 名称 協同組合リブ

住所 総社市門田一八七番地

代表者の氏名 代表理事 永田 真一

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(変更前)

ア 名称 株式会社天満屋ストア

住所 岡山市北区岡町一三番一六号

代表者の氏名 代表取締役社長 橋本 和雄

イ 名称 協同組合リブ

住所 総社市門田一八七番地

代表者の氏名 代表理事 永田 真一

(変更後)

ア 名称 株式会社天満屋ストア

平成26年3月25日 岡山県公報 第11570号

住所 岡山市北区岡町一三番一六号

代表者の氏名 代表取締役社長 伊原木省五

イ 名称 協同組合リブ

住所 総社市門田一八七番地

代表者の氏名 代表理事 永田 真一

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

(変更前) 届出書別紙一に記載のとおり

(変更後) 届出書別紙二に記載のとおり

4 変更年月日

平成二十六年二月七日ほか

二 届出年月日

平成二十六年三月十四日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

平成二十六年三月二十五日から同年七月二十五日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課

平成26年3月25日 岡山県公報 第11570号

〔一三四〕大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成二十六年三月二十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 天満屋ハピータウン鴨方店

所在地 浅口市鴨方町六条院中字小山东城北二二八番一ほか

2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 株式会社天満屋ストア

住所 岡山市北区岡町一三番一六号

代表者の氏名 代表取締役社長 伊原木省五

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

株式会社天満屋ストア

（変更前）代表取締役社長 橋本 和雄

（変更後）代表取締役社長 伊原木省五

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

（変更前）届出書別紙一に記載のとおり

（変更後）届出書別紙二に記載のとおり

4 変更年月日

平成二十六年二月七日ほか

二 届出年月日

平成二十六年三月十四日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

平成二十六年三月二十五日から同年七月二十五日まで
縦覧の場所
岡山県産業労働部経営支援課

〔一三五〕職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第四十六条第二項の規定により、平成二十六年前期技能検定試験を次のとおり実施する。

平成二十六年三月二十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 実施する検定職種及びその等級

1 一級及び二級

職 種	作 業
園芸装飾 造園 製造 金属熱処理 粉末冶金 機械加工 放電加工 金属プレス加工 鉄工 建築板金 工場板金 めつき 仕上げ 切削工具研削 ダイカスト 電子機器組立て 電気機器組立て 産業車両整備	室内園芸装飾作業 造園工事作業 铸铁铸件铸造作业 一般热处理作业、浸炭・浸炭窒化・窒化处理作业、高周波・炎热处理作业 烧结作业 普通旋盘作业、数值制御旋盘作业、フライス盤作业、数值制御フライス盤作业、平面研削盤作业、円筒研削盤作业、マシニングセンタ作业 数值制御形彫り放電加工作業、ワイヤ放電加工作業 金属プレス作業 製缶作業、構造物鉄工作业 内外装板金作業、ダクト板金作業 曲げ板金作業、打出し板金作業 電気めつき作業 治工具仕上げ作業、金型仕上げ作業、機械組立仕上げ作業 工作機械用切削工具研削作業 コールドチャンネルダイカスト作業 電子機器組立て作業 配電盤・制御盤組立て作業 産業車両整備作業

2 単一等級	<p>建設機械整備 婦人子供服製造 家具製作 建具製作 印刷 プラスチック成形 強化プラスチック成形 石材施工 とび 左官 築炉 ブロック建築 タイル張り 畳製作 防水施工 内装仕上げ施工 熱絶縁施工 サッシ施工 化学分析 表装 塗装 広告美術仕上げ 写真 フラワー装飾</p>	<p>建設機械整備作業 婦人子供注文服製作作業 家具手加工作業、家具機械加工作業 木製建具手加工作業、木製建具機械加工作業 オフセット印刷作業 射出成形作業 手積み積層成形作業 石張り作業、石積み作業 とび作業 左官作業 築炉作業 コンクリートブロック工事作業 タイル張り作業 畳製作作業 ウレタンゴム系塗膜防水工事作業、アクリルゴム系塗膜防水工事作業、シーリング防水工事作業、FRP防水工事作業 プラスチック系床仕上げ工事作業、木質系床仕上げ工事作業、鋼製下地工事作業、ボード仕上げ工事作業 保温保冷工事作業 ビル用サッシ施工作業 化学分析作業 壁装作業 建築塗装作業、金属塗装作業 広告面粘着シート仕上げ作業 肖像写真デジタル作業 フラワー装飾作業</p>
--------	---	--

平成26年3月25日 岡山県公報 第11570号

<p>職 種</p> <p>製麺 塗料調色 産業洗浄</p>	<p>作 業</p> <p>手延べ干し麺製造作業 調色作業 高圧洗浄作業</p>
<p>職 種</p> <p>園芸装飾 造園 造園 鑄造 金属熱処理 機械加工 工場板金 めつき 仕上げ 機械検査 機械保全 電子機器組立て 建築大工 とび 左官 ブロック建築 化学分析 塗装 広告美術仕上げ</p>	<p>作 業</p> <p>室内園芸装飾作業 造園工事作業 鑄鉄鑄物鑄造作業 一般熱処理作業、浸炭・浸炭窒化・窒化処理作業、高周波・炎熱処理作業 普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業、平面研削盤作業、マシニングセンタ作業 曲げ板金作業、打出し板金作業 電気めつき作業 機械組立仕上げ作業 機械検査作業 機械系保全作業、電気系保全作業 電子機器組立て作業 大工工事作業 とび作業 左官作業 コンクリートブロック工事作業 化学分析作業 金属塗装作業 広告面粘着シート仕上げ作業</p>
<p>3 三級</p>	

平成26年3月25日 岡山県公報 第11570号

舞台機構調整 写真 商品装飾展示 フラワー装飾	音響機構調整作業 肖像写真作業 商品装飾展示作業 フラワー装飾作業
----------------------------------	--

二 手数料、実施期日、実施場所等

1 実技試験

(1) 手数料

イ 一級、二級、三級（在校生を除く。）及び単一等級

職 種 名	手 数 料	
	特定高校生	その他
園芸装飾、造園、鋳造、金属熱処理、粉末冶金、 機械加工、放電加工、金属プレス加工、鉄工、建 築板金、工場板金、めつき、仕上げ、切削工具研 削、ダイカスト、機械保全、電子機器組立て、電 気機器組立て、産業車両整備、建設機械整備、家 具製作、建具製作、印刷、プラスチック成形、強 化プラスチック成形、石材施工、製麺、建築大工、 とび、左官、築炉、ブロック建築、タイル張り、 畳製作、防水施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、 サッシ施工、化学分析、表装、塗装、塗料調色、 広告美術仕上げ、舞台機構調整、写真、産業洗浄、 商品装飾展示、フラワー装飾	九、〇〇〇円	一七、九〇〇円
機械検査、婦人子供服製造	七、五〇〇円	一四、九〇〇円

ロ 三級（在校生に限る。）

機械検査	職 種 名	手 数 料	
		特定高校生	そ の 他
園芸装飾、造園、鑄造、金属熱処理、機械加工、工場板金、めつき、仕上げ、機械保全、電子機器組立て、建築大工、とび、左官、ブロック建築、化学分析、塗装、広告美術仕上げ、舞台機構調整、写真、商品装飾展示、フラワー装飾		六、〇〇〇円	一一、九〇〇円
		五、〇〇〇円	九、九〇〇円

ハ 手数料の免除について

高等学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく高等学校をいう。以下同じ。）の生徒（岡山県外に設置されている高等学校に在学する場合にあつては、岡山県内に住所を有する者に限る。以下同じ。）が次のいずれかに該当するときは、当該生徒に係る実技試験手数料を免除する。

- (イ) 生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）による保護を受けている世帯（保護を停止されている世帯を含む。）に属する者であるとき。
- (ロ) 当該生徒と同一の世帯に属する者であつて、主として当該生徒の生計を維持している者（定時制課程に在籍している生徒のうち勤労している生徒にあつては、当該生徒）が地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定により市町村民税を納付していないとき、又は市町村民税の均等割のみを納付しているとき。
- (ハ) 当該生徒と同一の世帯に属し、主として当該生徒の生計を維持している者が死亡し、又は精神若しくは身体の障害、災害その他の事由により生活に困窮し、かつ、その者の他に学資を負担する者がないと認められるとき。

(2) 実施期日

平成二十六年六月四日（水曜日）から同年九月九日（火曜日）までの間におい

平成26年3月25日 岡山県公報 第11570号

て、別途岡山県職業能力開発協会（三二を除き、以下「協会」という。）が指定する日に行う。

(3) 実施場所

別途協会から受検者に通知する。

(4) 問題の公表

平成二十六年五月二十八日（水曜日）に、協会に掲示して行う。ただし、一部の職種については、公表しない。

2 学科試験

(1) 手数料 三、一〇〇円

(2) 実施期日

検定職種ごとに次のとおり行う。

イ 一級及び二級

職 種 名	実 施 期 日
造園、金属熱処理、金属プレス加工、産業車両整備、プラスチック成形、とび、築炉、防水施工、サッシ施工、化学分析、塗装	平成二十六年八月二十四日（日曜日）
粉末冶金、機械加工、鉄工、めつき、ダイカスト、電子機器組立て、建設機械整備、婦人子供服製造、家具製作、建具製作、印刷、左官、畳製作、内装仕上げ施工、広告美術仕上げ	平成二十六年八月三十一日（日曜日）
写真	平成二十六年九月三日（水曜日）
園芸装飾、鋳造、放電加工、建築板金、工場板金、仕上げ、切削工具研削、電気機器組立て、強化プラスチック成形、石材施工、	平成二十六年九月七日（日曜日）

平成26年3月25日 岡山県公報 第11570号

ブロック建築、タイル張り、熱絶縁施工、
表装、フラワー装飾

ロ 単一等級

職 種 名	製麺、産業洗浄	実 施 期 日	平成二十六年八月二十四日(日曜日)
職 種 名	塗料調色	実 施 期 日	平成二十六年九月七日(日曜日)

ハ 三級

職 種 名	園芸装飾、造園、鋳造、機械加工、工場板金、めつき、仕上げ、機械検査、機械保全、電子機器組立て、建築大工、とび、左官、ブロック建築、化学分析、塗装、広告美術仕上げ、舞台機構調整、商品装飾展示、フラワー装飾	実 施 期 日	平成二十六年七月二十日(日曜日)
職 種 名	金属熱処理	実 施 期 日	平成二十六年八月二十四日(日曜日)
職 種 名	写真	実 施 期 日	平成二十六年九月三日(水曜日)

(3) 実施場所

別途協会から受検者に通知する。

三 受検申請の手続

1 提出書類

(1) 技能検定受検申請書（以下「申請書」という。）
(2) 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面

2 提出先

岡山県職業能力開発協会

岡山市北区内山下二丁目三番一〇号（〒七〇〇一〇八二四）

3 受付期間

平成二十六年四月七日（月曜日）から同月十八日（金曜日）まで

4 受検申請に関する注意

(1) 申請書の用紙及び受検案内は、協会で交付する。なお、郵便による送付を希望する者は、封筒の表に「技能検定受検申請書請求」と朱書し、返信用切手（九十円分。ただし、平成二十六年四月一日以降は九十二円分必要となるので、注意すること。）を同封して協会へ請求すること。

(2) 申請書を郵送又は信書便（以下「郵送等」という。）により送付する場合は、書留又はこれに準ずるものとし、封筒の表に「技能検定受検申請書在中」と朱書すること。なお、郵送等による申請書は、3の受付期間内の消印のあるもの限り受け付ける。

(3) 特定高校生に係る実技試験手数料の適用又は高等学校の生徒に係る実技試験手数料の免除を受けようとする場合は、申請書を在学中の高等学校を経由して提出すること。

四 手数料の納付

手数料は、申請書の提出時に納付すること。なお、実技試験又は学科試験を免除される者は、当該試験に係る手数料の納付を要しない。また、受検申請を受け付けた後は、申請を取り消した場合又は試験を受けなかった場合でも、手数料は返還しない。

五 合格発表

1 合格者については、受検番号を2の合格発表日に協会に掲示し、岡山県産業労働部労働雇用政策課のホームページ（<http://www.pref.okayama.jp/soshiki/47/>）に登載するとともに、協会が書面で直接本人に通知する。

2 合格発表を行う期日

検定職種	等級	合格発表日
------	----	-------

前記以外のもの	三級（金属熱処理及び写真を除く。）
平成二十六年十月三日（金曜日）	平成二十六年八月二十二日（金曜日）

六 その他

不明な点は、岡山県産業労働部労働雇用政策課（電話〇八六（二二六）七三八七）
又は協会（電話〇八六（二二五）一五四七）に問い合わせること。

〔一三六〕職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第四十六条第二項の規定により、平成二十六年技能検定試験（随時実施分）を次のとおり実施する。

平成二十六年三月二十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 実施する検定職種

さく井、鋳造、鍛造、機械加工、金属プレス加工、鉄工、建築板金、工場板金、めつき、アルミニウム陽極酸化処理、仕上げ、機械検査、ダイカスト、機械保全、電子機器組立て、電気機器組立て、プリント配線板製造、冷凍空気調和機器施工、染色、ニット製品製造、婦人子供服製造、紳士服製造、寝具製作、帆布製品製造、布はく縫製、家具製作、建具製作、器具製作、紙器・段ボール箱製造、印刷、製本、プラスチック成形、強化プラスチック成形、石材施工、パン製造、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、建築大工、かわらぶき、とび、左官、タイル張り、配管、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、サッシ施工、ウエルポイント施工、表装、塗装、工業包装

二 実施する検定職種の等級等

三級、基礎一級及び基礎二級について実施する。

なお、三級の試験については、受検しようとする職種に係る基礎一級又は基礎二級の試験に合格した者に限り受検することができる。

三 手数料、実施期日、実施場所等

1 実技試験

(1) 手数料

職 種 名	手 数 料
さく井、鋳造、鍛造、機械加工、金属プレス加工、鉄工、建築板金、工場板金、めつき、アルミニウム陽極酸化処理、仕上げ、ダイカスト、機械保全、電子機器組立て、電気機器組立て、プリント配線板製造、冷凍空気調和機器施工、染色、ニット製品製造、紳士服製造、寝具制作、帆布製品製造、布はく縫製、家具製作、建具製作、紙器・段ボール箱製造、印刷、製本、プラスチック成	一七、九〇〇円

形、強化プラスチック成形、石材施工、パン製造、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、建築大工、かわらぶき、とび、左官、タイル張り、配管、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、サッシ施工、ウエルポイント施工、表装、塗装、工業包装	
機械検査、婦人子供服製造	一四、九〇〇円

(2) 実施期日

別途岡山県職業能力開発協会（四2を除き、以下「協会」という。）が指定する日に行う。

(3) 実施場所

別途協会から受検者に通知する。

(4) 問題の公表

あらかじめ協会から受検者宛送付する。

2 学科試験

(1) 手数料 三、一〇〇円

(2) 実施期日

別途協会が指定する日に行う。

(3) 実施場所

別途協会から受検者に通知する。

四 受検申請の手続

1 提出書類

(1) 技能検定受検申請書（以下「申請書」という。）

(2) 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面

2 提出先

岡山県職業能力開発協会

岡山市北区内山下二丁目三番一〇号（〒七〇〇一〇八二四）

3 受付期間

随時受け付ける。

4 受検申請に関する注意

(1) 申請書の用紙は、協会で交付する。なお、郵便による送付を希望する者は、封筒の表に「技能検定（随時実施分）受検申請書請求」と朱書し、返信用切手（九十円分。ただし、平成二十六年四月一日以降は九十二円分必要となるので、注意すること。）を同封して協会へ請求すること。

(2) 申請書を郵送又は信書便により送付する場合は、書留又はこれに準ずるものとし、封筒の表に「技能検定受検申請書在中」と朱書すること。

五 手数料の納付

手数料は、申請書の提出時に納付すること。なお、実技試験又は学科試験を免除される者は、当該試験に係る手数料の納付を要しない。また、受検申請を受け付けた後は、申請を取り消した場合又は試験を受けなかった場合でも、手数料は返還しない。

六 合格発表

協会が書面により直接本人に通知する。

七 その他

不明な点は、岡山県産業労働部労働雇用政策課（電話〇八六（二二六）七三八七）又は協会（電話〇八六（二二五）一五四七）に問い合わせること。

〔一三七〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成二十六年三月二十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

都窪郡早島町早島字金田前二八〇八一、二八〇八一八、二八〇八一九、二八〇八一〇、二八〇八一〇一、二八〇八一〇二、二八〇八一〇三、二八〇八一〇四

二 許可を受けた者の住所及び氏名

都窪郡早島町前潟五一八 シテイハイム早島B一〇六

西岡 和将

西岡 香奈

三 許可番号

岡山県指令建指第二九二号

〔一三八〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成二十六年三月二十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市下林字法蓮一二四二―一

二 許可を受けた者の住所及び氏名

倉敷市中庄二四〇四―二（コーポハーベスト一〇三号）

岡本 崇志

倉敷市連島町連島一―一

古川 阿弓

三 許可番号

岡山県指令建指第三二九号

〔二三九〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成二十六年三月二十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市秦字古池三九三一

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市三輪八七九一

河合 啓治

三 許可番号

岡山県指令建指第三一一号

◎岡山県人事委員会規則第四号

通勤手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十六年三月二十五日

岡山県人事委員会委員長 西 田 秀 史

通勤手当に関する規則の一部を改正する規則

通勤手当に関する規則（昭和三十三年岡山県人事委員会規則第十三号）の一部を次のように改正する。

第十六条中第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一 職員の分限に関する条例（昭和四十六年岡山県条例第十一号。第十八条の二第二項第三号、第十八条の三第二項第二号及び第十八条の四第二項において「分限条例」という。）第二条第一号の規定による休職から復職した職員、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和六十三年岡山県条例第十号。第十八条の二第二項第三号、第十八条の三第二項第二号及び第十八条の四第二項において「派遣条例」という。）第二条第一項の規定による派遣から職務に復帰した職員又は地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「地公法」という。）第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項若しくは第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員のうち、給与条例第十一条第一項第一号又は第三号に掲げる職員で、当該復職、復帰又は採用（以下この号において「復職等」という。）の直前の住居（当該復職等の日以後に転居する場合において、新幹線鉄道等を通勤のため利用する経路に変更が生じないときの当該転居後の住居及び人事委員会がこれに準ずると認める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等での利用が第十二条に規定する基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（当該復職等の直前の勤務地と所在する地域を異にする公署に在勤することとなつたことに伴い、通常の通勤の経路及び方法による場合には当該復職等前の通勤時間より長時間の通勤時間を要することとなること等の通勤の実情の変更を生ずる職員で、新幹線鉄道等を利用しなければ通勤することが人事委員会の定める基準に照らして困難であると認められるものに限る。）

第十八条の二第二項第三号中「地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「地公法」という。）」を「地公法」に、「職員の分限に関する条例（昭和四十六年岡

山県条例第十一号。第十八条の四第二項において「分限条例」という。）を「分限条例」に、「第十八条の四第二項において「育児休業法」を「第十八条の三第二項第二号及び第十八条の四第二項において「育児休業法」に、「第十八条の四第二項において「教特法」を「第十八条の三第二項第二号及び第十八条の四第二項において「教特法」に、「外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和六十三年岡山県条例第十号。第十八条の四第二項において「派遣条例」という。）第二条第一項の規定により派遣され、」を「派遣条例第二条第一項若しくは」に、「第十八条の四第二項において「公益的法人等派遣条例」を「第十八条の三第二項第二号及び第十八条の四第二項において「公益的法人等派遣条例」に、「第十八条の四第二項において「自己啓発等休業条例」を「第十八条の三第二項第二号及び第十八条の四第二項において「自己啓発等休業条例」に改める。

第十八条の三第二項中「が同号」を「（前条第一項各号に掲げる事由に該当する事由に限る。）が前項第一号」に、「前項の」を「同項の」に改め、同項第二号中「長期間の研修等のために旅行をする」を「分限条例第二条第一号の規定により休職にされ、地公法第五十五条の二第一項ただし書に規定する許可を受け、育児休業法第二条の規定により育児休業をし、教特法第二十六条第一項の規定により大学院修学休業をし、派遣条例第二条第一項若しくは公益的法人等派遣条例第二条第一項の規定により派遣され、自己啓発等休業条例第二条の規定により休業をし、研修等のために旅行をし、又は休暇により通勤しないこととなる」に改める。

附 則

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

◎岡山県人事委員会規則第五号

住居手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十六年三月二十五日

岡山県人事委員会委員長 西 田 秀 史

住居手当に関する規則の一部を改正する規則

住居手当に関する規則（昭和四十九年岡山県人事委員会規則第四十六号）の一部を次のように改正する。

第四条中「同項第二号」を「同項第三号」に、「当該適用」を「当該適用、職員に限りに関する条例（昭和四十六年岡山県条例第十一号）第二条第一号の規定による休職から復職した職員又は外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和六十三年岡山県条例第十号）第二条第一項の規定による派遣から職務に復帰した職員にあつては当該復職又は復帰」に改める。

附 則

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

◎岡山県人事委員会規則第六号

単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十六年三月二十五日

岡山県人事委員会委員長 西 田 秀 史

単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則

単身赴任手当に関する規則（平成二年岡山県人事委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項第七号を同項第八号とし、同項第六号中「前各号」を「第二号から前号まで」に、「なり、これ」を「なったこと又は復職等」に改め、「適用」の下に「又は復職等」を加え、「（人事交流等により給料表の適用を受ける職員となった者に限る。）」を削り、同号を同項第七号とし、同項第一号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、同項第二号の前に次の一号を加える。

一 職員の分限に関する条例（昭和四十六年岡山県条例第十一号）第二条第一号の規定による休職から復職したこと又は外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和六十三年岡山県条例第十号）第二条第一項の規定による派遣から職務に復帰したこと（以下「復職等」という。）に伴い、住居を移転し、第二条に規定するやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該復職等の直前の住居から当該復職等の直後に在勤する公署に通勤することが第三条に規定する基準に照らして困難であると認められるものうち、単身で生活することを常況とする職員

附 則

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。